社会福祉法人若草会は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定致しましたので公表いたします。



社会福祉法人若草会 行動計画

●計画期間/令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日までの2年間

❷内容

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図るための雇用環境作り促進のため に、次のように行動計画を策定する。

目標①男性の育児休業取得促進の取り組みについて、職員全体が理解し、協力し合える職場環境を整えるため、会議での啓発や掲示物の作成等、制度の周知を図る。

対策/令和3年7月~ 男性職員の育休取得に関するパンフレットの配布とポスターを掲示し、職員に周知する。

令和4年3月~ 育休取得の周知・理解に関する職員アンケート調査を行う。

目標②効率的に仕事を進めるために、月2回のノー残業デーを設定し、時間の意識改革を図る。

対策/令和3年9月~ 月2回のノー残業デーを開始する。

令和4年3月~ 実施経過の確認と継続に向けて全職員に周知する。

目標③正規職員の年次有給休暇取得日数を1人当たり年6日以上とする。

対策/令和3年6月~ 年次有給取得目標を全職員に周知する。

令和3年10月~取得状況の確認と未達成の事業に取得を促す。 令和4年4月~ 令和3年度取得日数の報告と年度目標を策定する。 令和4年10月~取得状況の確認と取得計画の検討を行う。